# 令和2年度 情報公開の施行状況報告書

(枕崎市情報公開制度)

枕崎市

令和3年6月

市が保有している情報は、市民の皆さんが共有する貴重な財産です。

そこで、本市では、この貴重な財産を適正に市民の皆さんに提供するための制度として平成12年4月から情報公開制度を実施しています。

#### 1 情報公開制度の目的

情報公開制度とは、市民が市の保有する情報の開示を請求できる権利を明らかにし、 どなたでも市政の記録である行政文書をいつでも手軽に、積極的に入手できる制度で す。

情報公開制度の目的は、市民にこの制度を活用していただき、市民と市との間における情報の流れを豊かにし、市民の意見を的確に反映させた市政を推進すること、また、市政に関する情報をより広く市民に提供することで市政運営の透明性を高め、市民と市とのより一層の信頼関係を確立し、だれにも公平かつ公正で民主的な市政を実現することにあります。

### 2 情報公開制度の概要

#### (1) 実施機関

議会,市長(水道事業及び公共下水道事業の管理者の職務を行う市長を含む。),教育委員会,選挙管理委員会,監査委員,農業委員会,公平委員会,固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者

#### (2)対象となる行政文書

平成12年4月1日以降に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、 図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。)で、実施機関の職員が組織的に 用いるものとして現在保有しているものです。

なお、平成12年4月1日前の行政文書についても、開示に応じるよう努めるものとします。(任意的開示)

#### (3) 請求者の範囲 どなたでも請求できます。

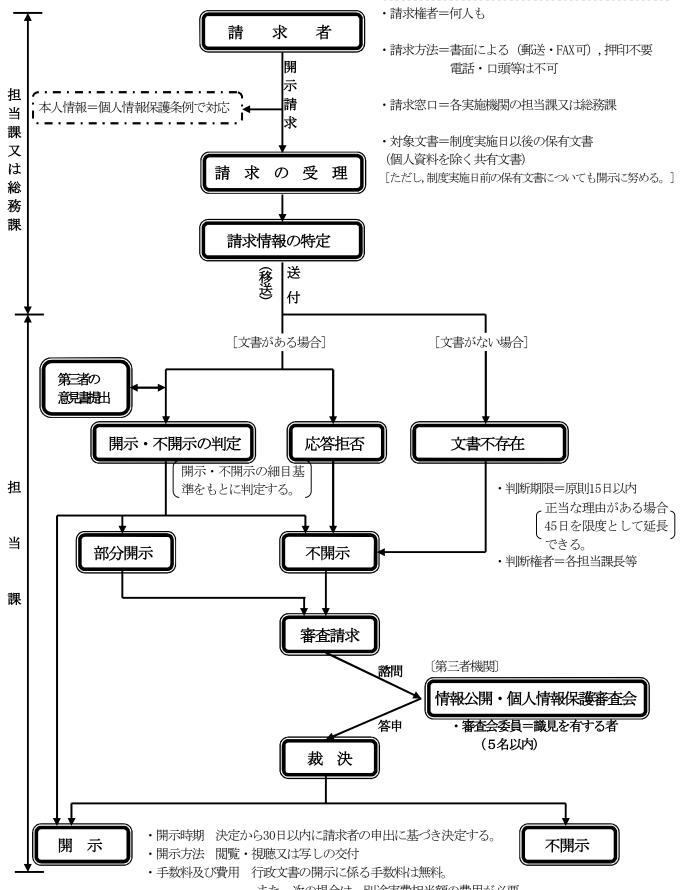
#### (4)情報公開手続の流れ

情報公開に関する手続の流れは、次の図に示すとおりです。

# 情報公開手続の流れ

「実施機関

議会, 市長(水道事業及び公共下水道事業の管理者の職務 を行う市長を含む。)教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委 員, 農業委員会, 公平委員会, 固定資産評価審査委員会, 病 、院事業管理者



- また、次の場合は、別途実費相当額の費用が必要。
- (1) 紙文書の写しの交付を請求する場合
- (2) 電磁的記録の複製の交付を請求する場合
- (3) 上記(1), (2)について, 郵送による交付を請求する場合

# 制度の施行状況

## 1請求及び処理状況

(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

一胡小及い			(令和2年4月1日~	で市和5年5月51日
	請		処理状況	
		決		処
実		定	前	理
施	求	済	年	中
機		件	度	件
関 名	数	数	持 越	数
議会	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
武 云	0	0	0	0
市長	( 2 )	( 2 )	( 0 )	( 0 )
117	18	18	0	0
教育委員会	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
	0	0	0	0
選 学 管 理   委 員 会	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
女 貝 云	0	0	0	0
監 査 委 員	( 0 ) 0	( 0 ) 0	( 0 ) 0	( 0 ) 0
	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
農業委員会	0	0	0	0
公平委員会	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
公干安貝宏	0	0	0	0
固定資産評価	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
審査委員会	0	0	0	0
病院事業	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
管 理 者	0	0	0	0
合 計	( 2 ) 18	( 2 ) 18	( 0 )	( 0 ) 0
	10	10	U	U

- ※ ( )内の数字は、請求件数のうち任意的開示請求として扱った件数
- ※ 合計の欄は、請求者の延べ数であり、「2開示の決定内容及び異議申立申請件数」の合計の欄と一致します。

# 2 開示の決定内容及び異議申立申請件数

(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

	区	分						開	示	の				容					合		計	卑	議申	1 th
		71		全	部開	示	部	分開	示	7	下開え	元	応	答拒	否	٦	下存れ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	Ξ	П		ΠI	<del>/</del>	中 灰印	• 31
議			会	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)
<b>□</b> 获			ᄍ		0			0			0			0			0			0			0	
市			長	(	0	)	(	2	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	2	)	(	0	)
113			IX.		9			7			0			1			1			18			0	
教	育 委	員	会	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)
	H 3				0			0			0			0			0			0			0	
選委	挙	管	理	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)
委	員	Į	会		0			0			0			0			0			0			0	
監	査	委	員	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)
ш	<u> </u>	女	只		0			0			0			0			0			0			0	
典	業委	≒昌	会	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)
灰	* 3	. P			0			0			0			0			0			0			0	
公	平 委		会	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)
					0			0			0			0			0			0			0	
	定資			(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)
審	査 委		会		0			0			0			0			0			0			0	
病	院	事	業	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)
管	理		者		0			0			0			0			0			0			0	
合	•		計	(	0	)	(	2	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	2	)	(	0	)
			пі		9			7			0			1			1			18			0	

- ※ ( )内の数字は、任意的開示請求として扱った件数のうち開示決定を行った件数
- ※ 全部開示の件数には、開示請求に係る行政文書が一部不存在であったものを含む(3件)。
- ※ 部分開示の件数には、開示請求に係る行政文書が一部不存在であったものを含む(1件)。

# 3 担当課別決定内容内訳

(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

Ě	<u> </u>		7 1	,,,	**	1/	_	_		•	-	<u> </u>							_	_					\ 1-	- 11-	124	• ′	•	_		13 1			Ľ	, •		<u> </u>	
区	分	合		計				開	示	: (	カ	決	定	<u> </u>	内 :	容_					<u> </u>		分	合		計			開	示	<del>.</del> (	の	決	定	<u> </u>	内	容		
					全i	部開	示	部分	分開	示	不	開表	ī.	応智	<b>ទ</b> 拒	否	不	存在	Ξ								全部	開力	部	分開	示	<b>구</b>	開	示	応行	答拒	否	不	存在
議	会	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)		消		防	(	0	)	(	)	) (	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
нъ			0			0			0			0			0			0			総	務	課		0			)		0			0			0			0
亩.	長部局	(	2	)	(	0	)	(	2	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)		嫯	防	鋰	(	0	)	(	)	) (	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
112	及即间		18	}		9			7			0			1			1			声	נעו	卟		1			1		0			0			0			0
	ᄽᅏᅖ	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	±/-	· 女	<b>∓</b> =	۵.	(	0	)	(	) [	) (	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
Ť	総務課		4			2			2			0			0			0		叙	. 月:	委員	云		0			)		0			0			0			0
1	全 画	(	0		(		)	(	0	)	(	0	)	(		)	(	0	)		40	74		(	0	)	(	)	) (	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
=	調整課		0	,	Ì	0	,	,	0	Í	`	0		•	0		•	0	Í		総	務	課	`	0	,	,	)		0	ĺ	`	0	,		0	ĺ		0
		(			(		)	(		)	(		)	(	0	)	(		)		学		校	(		)	(		) (		)	(	0	)	(		)	(	0 )
ļ	財政 課		0	,	(	0	,	\	0		`	0		`	0	/	`	0	,			育			0	,	,	)		0	,		0	,		0	,		0
	市 民	(		)	(		١	(		)	(		١	(		)	(	0	`		生		涯	(	0	)			) (		)	1	0	)	(		)	(	0 )
	币 氏 主活課	(		)	(		,	(	-	,	(			(		,	(	-	,		学	習	課	(		,	,				,			,	(		,		- ,
lŀ		,	1	,	,	1	,	,	0	_	,	0	`	,	0	`	,	0	,					,	0	`		)	,	0	`	,	0	`	,	0		,	0
6	建康課	(	0		(		)	(		)	(		)	(		)	(	0	)		文	化	課	(		)	(				)	(		)	(	0	)	(	0 )
╟		<u> </u>	0			0			0			0			0			0			_				0			)	1.	0			0	_	<del>                                     </del>	0			0
Ŧ	说 務 課	(	1	)	(		)	(	1	)	(		)	(		)	(	0	)		保体	育	健課	(	0	)	,		) (	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
┞			1			0			1			0			0			0							0			)		0			0			0	$\dashv$		0
<b>†</b>	富祉 課	(	0	)	(	0	)	(		)	(		)	(	0	)	(	0	)		給セ	ンタ	食 !—	(		)	(	)	) (	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
H			1			0			0	_		0	-		1	_		0							0			)		0			0		-	0	_		0
対 ク	地域 包括 τ ア 推 進 課	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)			· 管 員		(	0	)	(	)	) (	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
┞			0			0			0	_		0			0	_		0							0			)		0			0			0	_		0
月	農政課	(	1	)	(	0	)	(	1	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	監	查	委	員	(	0	)	(	)	) (	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
			8			4			3			0			0			1							0			)		0			0		_	0	_		0
7	水 産 商 工 課		0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	農	業	委員	会	(	0	)	(	)	) (	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
	日上味		1			0			1			0			0			0							0			)		0			0			0			0
3	建設課	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	公	平:	委員	会	(	0	)	(	)	) (	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
			0			0			0			0			0			0							0			)		0			0			0			0
<u>ا</u>	会計課	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)			産		(	0	)	(	)	) (	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
	<u>ы</u> п пх		0			0			0			0			0			0		審	査	委員	会		0			)		0			0			0			0
	水道課	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)			;事		(	0	)	(	)	(	0	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
	 		1			1			0			0			0			0							0			)		0			0			0			0
																				^			=1	(	2	)	(	)	(	2	)	(	0	)	(	0	)	(	0 )
																				合	î		計		- 18	,		9		7	•		0			1	•		1
											-				-	. •							_	_			-	_											

- ※ ( )内の数字は、任意的開示請求として扱った件数のうち開示決定を行った件数
- ※ 全部開示の件数には、開示請求に係る行政文書が一部不存在であったものを含む(総務課・農政課・水道課)。
- ※ 部分開示の件数には、開示請求に係る行政文書が一部不存在であったものを含む(農政課)。

# 4 行政文書開示請求一覧表

(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

	-717 1	百河小門?	N			(中間と牛牛月1日、・中間の牛の)		- /
受付 番号	整理 番号	請求年月日		決定内容	所 管 課	不開示・部分開示等の理由	備	考
1	2-1	2 • 4 • 7	(枕崎市民の環境を守る条例) 1)第37条 公害防止に対する指導勧告及び命令について、指定 工場などの設置者に対し、これまでに指導勧告した回数過去5年 間 2)第39条 苦情処理義務について、侵害に係る苦情の件数、過 去5年間の件数	全部開示	市民生活課			
2	2-2	2 • 4 • 7	①枕崎終末処理場の維持管理について過去5年間の管理記録 ②特定事業所からの下水の排除の制限が記録されたものの過 去5年間の記録 ③枕崎市下水道条例第9条第2項に定める水質基準 ④下水道使用者の除害施設の設置状況及び枕崎市下水道条例 第10条第1号から第4号に関する管理記録(過去5年間)	全部開示 (一部不存在)	水道課			
3	2-3	2 • 4 • 10	①〇〇町の図面の地籍図、平成25年地積測量図、現況のうち、 どれを主張するのか。 ②平成12年5月23日の測量者は誰か。 ③〇〇課長が測量をしたと言った事実について	全部開示	農政課			
4	2-4	2 • 5 • 12	枕崎市町村圏振興整備組合管内の地下貯蔵タンクを有する事 業所一覧	全部開示	消防本部 警防課			
5	2-5	2 • 5 • 13	国土交通省(鹿児島国道事務所)職員と〇〇係長が〇〇町地内の件で協議した内容を詳しく書け	全部開示	農政課			
6	2-6	2 - 5 - 22	市長の令和元年度の旅行命令簿	全部開示	総務課			

受付 番号		請求年月日	請 求 の 内 容	決定内容	所 管 課	不開示・部分開示等の理由	備	考
7	2-7	2 • 5 • 28	①〇〇年〇月の〇〇〇〇工事に対する逆流の理由 ②上記工事の事前調査、測量・工法検討について ③逆流しない工事の実施時期について	全部開示 (一部不存在)	農政課			
8	2-8		国道を横断している用水路の構造物について(だれが作り誰が 管理しているか) 上記について証明できるものを全て示せ	部分開示	農政課	枕崎市情報公開条例第5条第3号に規 定する不開示情報(法人等情報)に該当 するため。		
9	2-9	2 - 6 - 4	①令和2年1月から現在(6月)まで市長の出張記録を詳細に出せ 2000000000000000000000000000000000000	部分開示	総務課	枕崎市情報公開条例第5条第2号に規 定する不開示情報(個人情報)に該当す るため。		
10	2-10	2 - 6 - 29	①認証された地籍の効力について ②〇〇〇〇「地籍図、平成25年地積測量図、現況の重ね図」 のうち、どれを境界とするのか ③平成12年5月23日の測量者(技師)について	全部開示	農政課			
11	2-11	2 • 8 • 19	株式会社〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇 2019年度, 2020年度分 (補助金, 委託料)	部分開示	総務課	枕崎市情報公開条例第5条第2号に規 定する不開示情報(個人情報)に該当す るため。		
12	2-12	2 • 9 • 4	①平成12年5月23日に測量したと言う。誰が測量したか、証拠を出せ。 ②〇〇年の〇〇〇〇工事の中間検査、完成検査について	部分開示 (一部不存在)	農政課	枕崎市情報公開条例第5条第3号に規 定する不開示情報(法人等情報)に該当 するため。		

受付 番号	整理 番号	請求年月日	請 求 の 内 容	決定内容	所管課	不開示・部分開示等の理由	備	考
13	2-13	2 • 9 • 16	平成27年度活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金 ・補助金の申請書 ・事業実績報告書	部分開示	農政課	枕崎市情報公開条例第5条第3号に規 定する不開示情報(法人等情報)に該当 するため。		
14	2-14	2 • 10 • 26	〇〇議員が議員となった〇〇〇〇年5月~現在迄の〇〇議員 への補助金,委託料,交付金の全て	全部開示 (一部不存在)	総務課			
15	2-15	3 • 1 • 21	昨年の12月14日に福祉課の〇〇・〇〇職員よりされた回答に関する事の内容と我が子〇〇〇〇に関する事で厚生労働省になされた照会の内容。	応答拒否	福祉課			
16	2-16	3 · 1 · 22	平成25年6月7日作製の地積測量図は何を基に作製したか。立 会証明書を一式出せ。	不存在	農政課			
17	2–17		①枕崎市が地籍測量と地籍を座標化するとき、いつ、どこから、いくら補助金をもらったのか詳細に開示せよ。 ②地籍を座標化した主旨、目的はなにか。	部分開示	税務課	枕崎市情報公開条例第5条第3号に規 定する不開示情報(法人等情報)に該当 するため。		
18	2-18		『「枕崎の、ていねい・本物。」枕崎ブランド価値向上PR事業「枕崎ブランド」PR動画制作及び広告配信事業業務委託』に係る公募における ①全審査対象者の点数が書かれた採点結果一覧と ②落札(採択)企業の企画提案書	部分開示	水産商工課	枕崎市情報公開条例第5条第2号に規定する不開示情報(個人情報)及び同条第3号に規定する不開示情報(法人等情報)に該当するため。		

# 5 不服申立ての処理状況

<b>左</b> 莊	諮問 番号	<b>対象の行政立</b>		原 決	定	字 等		不服申立	審				こ対する決定
干及	番号	対象の行政文書	請求年月日	決定年月	日 決定内	容非公開理由	所管課	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日 答	<b>鸟中内容</b>	決定年月日	決定内容
		該 当 無 し											